

行田市税条例の一部を改正する条例など 11議案を可決・同意



議場風景（6月定例会）

6月定例会には、市長提出議案11件が提出され、すべての案件を原案のとおり可決・同意するとともに、諮問3件を適任としました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

例 税制改正に伴う 条例の改正等

○行田市税条例の一部を改正する条例
（原案可決）

法令の一部改正に伴う改正点は、①個人市民税の申告書の記載事項を簡便な記載にすることができるようにするもの、②単身児童扶養者に該当する場合の給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載事項を追加するもの、③単身児童扶養者の個人市民税の非課税措置を追加するもの、④軽自動車税の環境性能割の税率について、臨時的に1%分の軽減措置を図るもの、⑤軽自動車税の種別割の税率の特例について、追加するため、所要の改正を行うものです。

〔主な質疑〕

問 単身児童扶養者の非課税措置を追加した目的は。

答 子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けており、前年度の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民

税を非課税とするものである。

問 軽自動車の環境性能割に対する改正の目的と時限措置とした理由は。

答 消費税率の10%への引き上げによる消費の反動減対策として、本年10月1日から来年9月30日までの1年間を特定期間として、期間内に取得した自家用軽自動車の環境性能割の税率を1%分軽減するものである。



電気自動車

○行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
（原案可決）

学校教育法の一部改正により、専門職大学の制度が創設されたため、市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準に専門職大学を規定するとともに、消費

税率の引き上げに伴う、し尿処理手数料の見直しを行うため、条例の改正を行うものです。

○行田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
（原案可決）

法令の改正に伴い、災害援護資金貸付制度の見直しが行われたことにより、本市においても年3%の災害援護資金貸付の貸付利率について、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1%とするため、条例の一部を改正するものです。

〔主な質疑〕

問 条例改正を必要とする理由は。

答 国の法令改正の趣旨を踏まえ、より低い利率を設定することや保証人を立てられない場合でも貸し付けを受けられるようにするなど、被災者支援の充実を図るためである。

問 保証人を立てた場合の償還期間及び据置期間は。

答 償還期間は、据置期間を含めて10年間、据置期間は3年間である。

○行田市介護保険条例の一部を改正する条例（原案可決）